

「ひろしま S-1 サミット 2019」出展製品募集等要項

1 趣 旨

「ひろしま S-1 サミット 2019」開催要領 7 の(1)に基づき、出展事業所募集等に係る取扱い等を定めるため、「ひろしま S-1 サミット 2019」出展製品募集等要項を定める。

2 出展対象事業所

広島県内の就労継続支援 A 型事業所、就労継続支援 B 型事業所、生活介護事業所及び地域生活活動支援センター（以下「事業所」という。）で、保健所より食品製造許可証を交付され、菓子等を生産する事業所（出展にあたっては、「8 出展に係る条件等」を確認すること。）

3 募集期間

令和元年 8 月 1 日（木）～8 月 23 日（金）

4 出展（選考対象）製品

事業所において製造されているお菓子類（ケーキ、アイス、クッキー、せんべい、かりんとう等）

5 応募方法

広島県ホームページ(<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/62/s-1summit2019.html>)及び広島県就労振興センターホームページ(<http://www.hwpc.jp/>)から「ひろしま S-1 サミット 2019 開催要項」を確認の上、メール又は郵送にて応募書類を提出する。

【提出先】 公益社団法人広島県就労振興センター

住所：〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2

MAIL : hwpc@axel.ocn.ne.jp

【提出書類】 応募用紙／別紙「製造工程について」／食品製造許可証の写し

※ 記載漏れ等がないよう注意する。提出書類は返却しない。

6 選考方法

(1) 一次選考会（専門審査員による選考）

製品の製造過程、製品の味、パッケージ等に関してプレゼンテーションを行うとともに、試食し、各部門から上位の製品を選出する。（選出事業所数は、申し込み事業所数に応じて、比率分けを行う。）

※ 専門審査員

製菓業を営む有識者、製菓関係団体、流通業界（デパート等の小売業）等

(2) 本選（来場者による選考）

ア 一般審査員として、来場者が審査を行う。

イ 来場者は、本選への「参加券」を購入し、全ての製品を試食した後、部門ごとに最もおいしいと思う各1品の投票を行う。

ウ 最終結果は、一般審査員の得点と一次選考会における専門審査員による得点を合算し、その集計結果により決定する。

※ 本選出場の事業所を対象に、事前説明会を行う。(10月下旬頃を予定)

※ 本選当日は、利用者と一緒に試食の提供を行うこと。会場に入ることができるのは、スタッフと利用者を合わせて3名まで。

7 賞の種類等

(1) 最優秀賞（広島県知事賞）

各部門1製品とし、一般審査員及び専門審査員の合計得点の最も高いものに、最優秀賞及び副賞を授与する。

(2) 優秀賞（広島県就労振興センター会長賞）

各部門1製品とし、一般審査員及び専門審査員の合計点数が、最優秀賞製品の次に高いものに、賞状及び副賞を授与する。

(3) 審査員特別賞

部門は関係なく、審査員長が認める1製品について、賞状を授与する。

【審査の観点】

○ 製品の特長やブランド構築につながる取組

(例： 地元素材や自家栽培による食材の活用、地元企業との協働によるパッケージ製作、地域一体となったコンセプト作り等)

※ 最優秀賞及び優秀賞については、部門分けを行わない場合はこの限りではない。

※ 審査員特別賞は、該当のない場合がある。

8 出展に係る条件等

(1) 1事業所当たり1部門につき1製品までとする。ただし、部門分けを行わない場合は、この限りではない。

(2) 製造している製品が生産物賠償責任保険（PL保険）などに加入していること。

(3) 製品の製造元が事業所であり食品製造許可を受けていること。出展事業所は、申込時に食品製造許可証の写しを事務局に提出すること。

(4) 出展に当たっては、就労継続支援A型事業所は、「賃金向上計画書(S-1 サミット応募用)」を提出すること（県ホームページよりダウンロード）。ただし、経営改善計画書又は加算取得時に賃金向上計画書を県へ提出済みの場合は、応募に際しての提出は不要とする。計画書の提出が必要となる事業所については、事務局から別途連絡する。また、生活介護事業所及び地域活動支援センターについては、「工賃向上計画書」を作成すること（様式は任意）。

(5) 一次選考会において、製造工程における利用者の関わりや製品へのこだわり等を含むプレゼンテーションを行うこと。

- (6) 一次選考会，本選において，試食品の提供を無償で行うこと。
- (7) 出展は，「ひろしま S-1 サミット 2013～2018」において，最優秀賞を受賞していない製品であること。
- (8) 外部販売が可能な製品であること。（パッケージに食品表示が適正にされていること。賞味期限が1週間以上ある製品であること。または，冷凍保存による販売が可能な製品であること。）
- (9) 一次選考会の時点で販売実績があり，既に製品化されていること。（ただし，一次選考会の時点で販売実績はないが，製品化のめどが立っている製品に関しては，製品化までの計画書を提出し，その計画書も含めて審査を行う。）
- (10) 一次選考会，本選も含め，会場での切り分け，盛り付け（トッピング，調理等）をしない状態で提供，出展できること。
- (11) 一次選考会の専門審査員の意見を受けて製品を改良したときは，本選1週間前までに事務局へ届け出を行うこと。

9 参加券収入の扱い

本選における審査への参加券収入は開催費用に充てるものとする。

10 S-1 サミット出展等によるメリット

(1) 一次選考会の出展事業所対象のメリット

ア 製品改良等に向けた専門家派遣

一次選考会に出展した事業所は，製品改良等に関する審査員等による専門家アドバイスを受けることができる。派遣を希望する場合は，一次選考会終了後，事務局へ連絡すること。

《派遣要件》

- ・ 専門家派遣費用は，初回のみ事務局が負担する。派遣を継続する場合，2回目以降は各事業所負担とする。（費用目安：謝金 12,000 円／回程度）及び交通費）
- ・ 派遣は，1回あたり3時間程度。S-1 出展製品以外についてもアドバイスを受けることが可能。
- ・ 派遣期間は10月下旬まで。日程は事務局が調整する。

(2) 一次選考会通過事業所（＝本選出場）対象のメリット

ア 一次選考会通過製品の「ひろしま夢ぷらざ」での1日店頭販売

一次選考会を通過した製品については，「ひろしま夢ぷらざ」において，事務局が実施する店頭販売会（1日）へ出展依頼をする場合がある。

イ 一次選考会通過製品の「ふれ愛プラザ」での販売

一次選考会を通過した製品については，本選終了後，「ふれ愛プラザ」で販売することができる。詳細については事務局から連絡する。

- ※ ア及びイの販売に係る手数料が発生する場合は，各事業所の負担とする。
- ※ その他，事務局が提案する販売会等への出展依頼をする場合がある。

(3) 入選事業所対象のメリット

ア S-1に関連する文言及びロゴ使用 *最優秀賞・優秀賞・審査員特別賞対象

入賞事業所並びに入賞製品については、「ひろしまS-1サミット〇〇賞受賞」等の事務局が承諾する文言及びロゴを使用しての宣伝を行うことができる。

イ 「ひろしま夢ぷらざ」での店内販売 *最優秀賞対象

最優秀賞受賞製品については、「ひろしま夢ぷらざ」での店内販売を1か月間行うことができる。詳細については事務局から連絡する。

※ 販売に係る手数料が発生する場合は、各事業所の負担とする。

※ その他、事務局が提案する販売会等への出展依頼を、賞に応じて行う場合がある。

11 留意事項

- (1) 応募内容に不備がある場合又は事務局が必要と判断した場合は、別途書類の提出を求められる場合がある。書類提出等必要な手続きに応じられない場合、応募が無効となる場合がある。
- (2) 全ての応募製品は、主催者等Webサイトで紹介するほか、チラシ等でのPRに活用する場合がある。また、その際、公開媒体の都合や表記統一のため、当該作品内容を適宜、修正する場合がある。
- (3) 審査結果等の権利の第三者への譲渡は禁止する。
- (4) 一次選考会の審査内容や最終結果等に関する問い合わせには、自事業所の内容以外は原則応じないものとする。
- (5) 本選の審査内容や結果等に関する問い合わせには、原則応じないものとする。
- (6) 本要項の内容に反する事象が発生した場合、事務局は、審査中であっても、主催者及び専門審査員と協議し、該当者に対して必要な指示を行う。また、本選終了後においても主催者及び専門審査員の協議により、必要な処分を行う場合がある。
- (7) 本要項の定めのない事項が発生した場合には、事務局は、主催者及び専門審査員と協議し、当該事業所に通知する。

【本件に関する問い合わせ先】

S-1 サミット運営事務局（公益社団法人広島県就労振興センター）

〒732-0816 広島市南区比治山本町 12-2 広島県社会福祉会館 3階

電話：082-252-3100 FAX：082-252-3155 MAIL：hwpc@axel.ocn.ne.jp

（担当：曾根）